

## 滋賀県の環境政策の方向性 ～第五次滋賀県環境総合計画について～

本県が有する琵琶湖をはじめとした豊かな環境を保全・再生し、次の世代に引き継いでいくためには、相互に関連し合う様々な環境課題に対して、総合的かつ計画的に環境保全施策を展開していく必要があります。

そのため本県では、平成31年3月に、第五次滋賀県環境総合計画(計画期間:令和元年度～令和12年度の12年間。以下「第五次計画」といいます。)を定め、目指すべき将来像や基本目標などを示し、各分野の計画や具体的な施策を展開しています。

### 目指すべき将来像

琵琶湖をとりまく環境の恵みと いのちを育む  
持続可能で活力あふれる循環共生型社会

第五次計画では、目指すべき将来像を「琵琶湖をとりまく環境の恵みと いのちを育む持続可能で活力あふれる循環共生型社会」としています。

環境に影響を与える要因は、複雑化・多様化してきており、その一因として、経済・社会の中で自然の恵みが十分に活用されなくなってきたことにより、あらゆる物質の健全な循環が滞ってきていることが考えられます。

このため、これまでの「いかに環境負荷を抑制するか」という視点だけでなく、人間が「いかに適切に環境に関わるか」という、より広い視点を取り入れ、計画の目標を

「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」としています。

この「健全な循環」とは、里山や琵琶湖の周辺などにおいて成り立ってきた、森林資源や在来魚介類などの地域資源を地域社会の経済システムの中で健全に利用する自立・分散型の循環を基礎として、地域資源を介して異なる地域が相互に支え合う関係をいいます。そこでは、人、財、製品、サービスなどが地域内で循環しているだけでなく、地域間で行き交っています。



環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環

## 取組の方向性

目指すべき将来像を実現するため、環境・経済・社会を統合的に捉える「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を踏まえ、「生態系・自然界における循環」のもとで生み出される自然の恵みを「経済・社会活動」において適切に活用する必要があります。

本計画では、〈共生〉〈守る・活かす・支える〉〈協働〉の三つの視点を通して、4つの施策の柱のもと、10の分野ごとに「施策の方向性」を定め、分野別の施策・取組を着実に進めていきます。

また、異なる分野の施策間の関係性を認識し、分野をまたいだより一層の連携によって施策・取組の相乗効果を高めていくことが必要です。

